

宜野湾市公共下水道事業固定資産調査・評価及び  
固定資産管理システム構築業務委託  
公募型プロポーザル実施要領

宜野湾市 建設部 下水道課

## 1. 業務概要

### (1) 業務名

宜野湾市公共下水道事業固定資産調査・評価及び固定資産管理システム構築業務委託

### (2) 業務の目的

宜野湾市公共下水道事業において、地方公営企業法を適用するにあたり、当該事業の会計方式を公営企業会計方式へ移行するために固定資産（管渠等）の調査と評価を行い、固定資産管理システムに登録する。

※法適用日	平成 30 年 4 月 1 日
※法適用範囲	全部
※法適用対象事業	公共下水道事業

### (3) 業務内容

別紙「宜野湾市公共下水道事業固定資産調査・評価及び固定資産管理システム構築業務委託仕様書」とおりとする。

### (4) 業務履行期間

契約締結日の日から平成 30 年 3 月 31 日まで

### (5) 業務規模

40,932,000 円以下（消費税及び地方消費税を含む。）

※年割額については、別途定める。

### (6) 選定方法

公募型プロポーザル方式

## 2. 参加資格

プロポーザルに応募する者の主な資格要件は以下のとおりとする。

(1) 過去に単独法人または共同企業体として「下水道固定資産調査」及び「下水道資産管理システム整備」の受注実績があること。

(2) 配置予定技術者に対する要件は、下記のとおりとする。

①管理技術者：技術士 {上下水道部門（下水道）}

・管理技術者は、同種業務についての実績を有さなければならない。

・同種業務：下水道事業の固定資産調査及び企業会計移行準備業務かつ、下水道台帳システム整備

・類似業務：当該業務においては、類似業務の実績は認めないものとする。

②照査技術者：技術士 {上下水道部門（下水道）}

・照査技術者に必要とされる同種業務の実績

・同種業務：下水道事業の固定資産調査及び企業会計移行準備業務かつ、下水道台帳システム整備

・類似業務：当該業務においては、類似業務の実績は認めないものとする。

③担当技術者：R C C M（下水道）、及び実務経験年数 5 年以上

・担当技術者は、同種業務について実績を有さなければならない。

・同種業務：下水道事業の固定資産調査及び企業会計移行準備業務または、下水道台帳システム整備

- ・類似業務：当該業務においては、類似業務の実績は認めないものとする。
- (3) 次のいずれかに該当する者は、応募又は共同企業体の構成員となることはできない。
- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者。
  - ② 会社法（平成17年法律第86号）第511条の規定による特別精算開始の申立てがなされている者。
  - ③ 破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条による破産の申立（同法附則第3条の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係る同法による廃止前の破産法（大正11年法律第71号）第132条又は第133条による破産の申立を含む）がなされている者。
  - ④ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号）第30条の規定による更生手続開始の申立てを含む。）がなされている者。
  - ⑤ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされている者。
  - ⑥ 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。
  - ⑦ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第二号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
  - ⑧ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
  - ⑨ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
  - ⑩ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
  - ⑪ 本市の指名停止措置を受けている者。
  - ⑫ その他、市長が不適格と認める者。
- (4) 国際規格 ISO9001（品質マネジメントシステム）を取得しており、日本工業規格 JISQ15001 個人情報保護マネジメントシステムに適合し、個人情報について適切な保護措置を講じる体制を整備している事業者の認証（プライバシーマーク）を取得している又は、情報セキュリティマネジメントの国際規格である ISO27001 若しくは JISQ27001 の認証を取得している法人であること。
- (5) システムに関して、システムを自社で有する、又は、他社パッケージ製品を購入し、宜野湾市の要求に応じたシステム構築が可能であること。
- (6) 応募者（共同企業体構成員含む）は、沖縄県内に営業所又は事業所を有していること。

### 3. プロポーザル参加申込書の提出

- (1) 提出期限 平成 27 年 4 月 15 日 (水) 午後 5 時まで
- (2) 提出場所 宜野湾市建設部下水道課
- (3) 提出方法 持参によること。(郵送その他は受け付けません。)
- (4) 提出書類
  - ①プロポーザル参加申込書(様式 1)
  - ②商業登記簿謄本(発行 3 カ月以内のもの)
  - ③定款(写)

※共同企業体での応募の場合は、②、③について構成員全社分を提出すること。

### 4. 参加申込みに関する質問の受付及び回答

上記 3. プロポーザル参加申込みに関する質問方法及び回答については下記の通りとします。

なお、参加申込みに関する事項以外については受け付けません。

- (1) 質問受付期間：平成 27 年 4 月 2 日 (木) から平成 27 年 4 月 8 日 (水) 正午まで
- (2) 質問の方法：質問書(様式 15)にて電子メールにより送付すること。質問書を送付した際には電話にてその旨連絡すること。なお、メール以外での質問は一切受け付けない。  
送付先 E-mail アドレス [doboku03@city.ginowan.okinawa.jp](mailto:doboku03@city.ginowan.okinawa.jp)
- (3) 回答：平成 27 年 4 月 9 日 (木) に宜野湾市ホームページ上にて、質問者の名称等については伏せた上で、すべての質問事項に対する回答を公開する。  
宜野湾市ホームページアドレス <http://www.city.ginowan.okinawa.jp/>

### 5. 技術提案書等の提出

- (1) 提出期限 平成 27 年 5 月 11 日 (月) 午後 5 時まで
- (2) 提出場所 宜野湾市建設部下水道課
- (3) 提出方法 持参又は郵送(必着)によるものとする。
- (4) 提出書類 本プロポーザルに参加する者は、別表に掲げる書類を提出すること。
- (5) 提出内容 別紙仕様書に基づき、次の内容について業務・技術提案を行うこと。
  - ① 本業務に関する基本的な考え方について
  - ② 本業務の実施体制について
  - ③ 本業務のスケジュールについて
  - ④ 資産調査・資産評価について
  - ⑤ 資産管理方法について
  - ⑥ 下水道資産管理システムの構築及び運用支援について
  - ⑦ 現在受注している同種の業務実績について
  - ⑧ 仕様書第 57 条に規定する成果品の様式
  - ⑨ 当該システム等の保守計画(5 年度分)
  - ⑩ その他追加提案等
- (6) 特記事項

- ① 技術提案書の提出時に追加資料の提出を求めることがあります。なお、追加資料の提出期限は宜野湾市の指定した日までとします。

- ② 提出された書類は提出期限までは原則変更できるものとします。但し、変更しようとする場合は、提出された書類を一旦持ち帰り、改めて変更された書類を提出期限までに提出して下さい。この場合、変更後書類の提出時を受付け順とします。
- ③ 提出期限後の提出書類の差し替え及び再提出は原則認めません。但し、組織変更等、やむを得ない場合の業務実施体制の変更については可とします。
- ④ 略語や専門用語には注釈をつける等、分かりやすい文章をお願いします。
- ⑤ 業務提案書の内容は、提案者が責任を持って必ず履行できる内容にして下さい。
- ⑥ 別紙仕様書に記載のない事項であっても、提案者の判断で必要と思われる事項があれば、積極的に記載して下さい。但し、これに係る経費は業務委託見積書に含むものとします。

別表

提出書類	様式等	提出部数等
業務提案書一式	技術提案書 (様式 2)	(紙媒体) 原本各 1 部 写し各 10 部  (電子媒体) CD-R 1 枚
	会社概要書 (様式 3) ・品質管理及び情報保護対策における公的資格を記載して下さい。また、記載した資格については証明書(写し)を添付して下さい。	
	同種業務実績書 (H17～H26) (様式 4)	
	業務実施体制表 (様式 5) ・配置予定の管理技術者、照査技術者、担当技術者を記載して下さい。 ・担当技術者は、実施する分担業務ごとに代表技術者を 1 名ずつ記載して下さい。	
	配置予定技術者の経歴・実績書 (様式 6、7、8) ・有資格者は資格者証(写し)を添付して下さい。	
	業務提案書 (様式 9、10、11、12、13) ・原則A4判25ページ以内。文字サイズは11ポイントとします。 ・両面印刷不可。	
	固定資産管理システム等の保守計画書 (5 年度分) (様式 14)	
参考見積書	・指定様式なし ・参考見積書(消費税及び地方消費税を含んだ額) ・見積内訳書(上記見積書の内訳)	
その他資料	・仕様書第 57 条に定める成果品の様式 (イメージ) ・共同企業体での提案をする場合、企業間の協定書または協定書 (案) の写し (各企業の役割分担を明記すること。) ・返信用 82 円切手 (ヒアリング参加資格通知用。)	

※ 上記書類一式を製本 (ホチキス留め不可) して、原本 1 部、写し 10 部を提出して下さい。

## 6. 技術提案書等提出に関する質問の受付及び回答

技術提案書及び仕様書等に関する質問は、提出書類の作成に係るものとし、審査（評価）に係る質問は一切受け付けません。

- (1) 質問受付期間：平成 27 年 4 月 17 日（金）から平成 27 年 4 月 23 日（木）午後 5 時まで
- (2) 質問の方法：質問書（様式 15）にて電子メールにより送付すること。また、質問がない場合においても、質問書（様式 15）にてその旨提出すること。質問書を送付した際には電話にてその旨連絡すること。なお、メール以外での質問は一切受け付けない。  
送付先 E-mail アドレス     doboku03@city.ginowan.okinawa.jp
- (3) 回答：平成 27 年 4 月 27 日（月）に、質問者の名称等については伏せた上で、すべての質問事項に対する回答を応募者全員に電子メールで回答する。

## 7. プロポーザルの辞退

参加申込をした者が、本プロポーザルを辞退する時は、辞退届（様式 16）を提出して下さい。  
なお、本プロポーザルを辞退した者は、これを理由として以後に不利益な取り扱いを受けるものではありません。

## 8. ヒアリング（技術審査会）の実施

上記 5. 技術提案書の提出後、本市の書類審査に合格した者のみ、参加することが出来ることとします。なお、プロポーザル参加資格の可否については別途その旨通知します。

### (1) ヒアリング日程

平成 27 年 5 月 19 日（火）（予定）詳細は後日通知する。

### (2) ヒアリング出席者

出席者は 5 名以内とし、本業務における管理技術者及び担当技術者は必ず出席すること。

### (3) ヒアリング時間

時間配分は 60 分以内とする。

（準備：10分、説明：約30分、質疑応答：約15分、片付け：5分）

### (4) ヒアリング実施順

受付順番とする。ただし、提出書類を改変した場合は、改変後書類の提出時を受付順とする。

### (5) その他

説明は提案書に記載した内容のとおりとする、説明資料の追加は認めない。

パソコン、プロジェクターその他 OA 機器については、提案者で準備・設置すること。ただし、スクリーンは事務局にて準備する。

## 9. 審査

### (1) 審査について

提出された業務提案書の内容、参考見積書及びヒアリングにより、委員が総合的に評価します。なお、参考見積書の額が業務規模を超える場合は、ヒアリングには参加できません。

### (2) 審査方法

審査は、宜野湾市職員等で構成するプロポーザル審査委員会において審査し、優先交渉権者及び次点者を特定します。

## 10. 審査結果の公表

審査の結果については、優先交渉権者及び次点者を、平成 27 年 5 月 20 日(水)に宜野湾市ホームページ上で公表します。

宜野湾市ホームページアドレス <http://www.city.ginowan.okinawa.jp/>

その他の事項については、宜野湾市情報公開条例に基づき開示請求できるものとする。

## 11. 契約の締結

(1) 契約締結日 平成 27 年 5 月下旬 (予定)

(2) 契約の交渉

審査の結果、優先交渉権者を特定し、本業務の仕様の協議及び確認等の契約交渉を行います。但し、下記のいずれかに該当し、優先交渉権者と契約が締結できない場合には、次点者と契約交渉を行います。

- ① 優先交渉権者が審査後に本要領 2. に定める参加資格の要件を満たすことができなくなったとき
- ② 優先交渉権者と契約交渉が成立しないとき
- ③ 優先交渉権者が本契約の締結を辞退したとき
- ④ その他の理由により優先交渉権者と契約の締結が不可能となったとき

## 12. 公募開始から契約締結までのタイムスケジュール

	内容	期間及び提出締切	備考
1	公募要領及び仕様書の公表	H27. 4/2～H27. 4. 15	
2	公募要領に関する質問受付	H27. 4/2～H27. 4/8	電子メールのみ受付
3	公募要領に関する質問に対する回答	H27. 4/. 9	宜野湾市 HP 上で公開
4	プロポーザル参加申込み締切	H27. 4/15	持参のみ (郵送不可)
5	プロポーザル参加資格審査結果通知	H24. 4/17	電子メール及び文書により通知
6	仕様書に関する質問受付	H27. 4/17～H27. 4. 23	電子メールのみ受付
7	仕様書に関する質問に対する回答	H27. 4/27	参加資格者全員に電子メールにて回答送付
8	業務提案書の提出締切	H27. 5/11	
9	ヒアリング (技術審査会)	H27. 5/19	
10	審査結果公表	H27. 5/20	宜野湾市 HP 上で公表
11	優先交渉権者との契約協議	H27. 5 月下旬 (予定)	
12	契約締結	H27. 5 月下旬 (予定)	

## 13. 業務委託の範囲

本業務の範囲は別紙仕様書を基本とするが、宜野湾市の判断により契約締結段階において、優先交渉権者の提案書の内容を追加等変更することがあります。

#### 14. その他の留意事項

- (1) 次のいずれかに該当する場合は、本プロポーザルには参加できません。
  - ① 必要書類を提出期限までに提出しない場合
  - ② 提出書類に虚偽の記載があった場合
  - ③ 本件に関して不正又は公正さを欠く行為等があった場合
- (2) 提出書類の記載内容に関する責任は提案者が負うものとします。
- (3) 本プロポーザルに要する費用は提案者の負担とします。
- (4) 提出された書類の返却は行いません。
- (5) 提案者は、審査の経緯、結果についての異議申し立ては一切受け付けません。
- (6) 参考見積額が、40,932,000円を超える場合は失格とします。
- (7) 提出された提案書は、当該提案者に無断で公開及び二次的な使用は行いません。
- (8) 応募者の名称は公開することがある。
- (9) 応募者は、当該要領の内容を了解の上、参加することを条件とする。

#### 15. 問合せ先（事務局）

宜野湾市建設部下水道課（担当：玉元、眞境名）

住 所：〒901-2710

沖縄県宜野湾市野嵩一丁目1番1号

TEL：098-893-4411（内線542、539）

FAX：098-892-4449

e-mail：[doboku03@city.ginowan.okinawa.jp](mailto:doboku03@city.ginowan.okinawa.jp)